

第21章

その他の福祉

社会福祉法人 明石市社会福祉協議会

一般社団法人 明石市シルバー人材センター

民生委員・児童委員

一般財団法人 あかしこども財団

1 社会福祉法人 明石市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域で生活する住民と地域にある住民組織、ボランティア団体、社会福祉施設などの関係者が協力し合いながら、こどもから高齢者までの様々な福祉の問題の解決を通じて、誰もが安心して暮らすことのできる「福祉のまちづくり」をめざす社会福祉法で定められた民間の組織で、全国、都道府県・指定都市、市区町村に設置されています。

社会福祉協議会を略して「社協（しゃきょう）」と呼ばれています。

明石市社会福祉協議会（市社協）は、昭和 26 年 6 月 20 日に設立し、昭和 29 年 5 月 4 日に社会福祉法人として認可されました。

○ 所在地等

明石市貴崎 1 丁目 5 番 13 号 明石市立総合福祉センター内

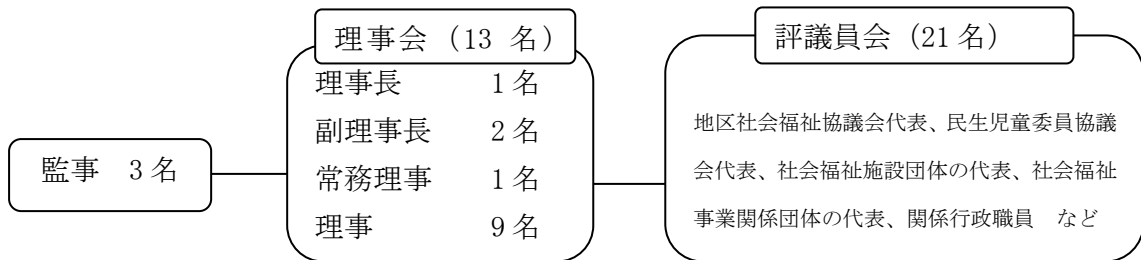
Tel (078) 924-9105 Fax (078) 924-9109

ホームページ <http://www.akashi-shakyo.jp/>

○ 機構図と事務局の分掌事務

《 執行機関 》

《 重要事項を議決する機関 》



事務局	○ 地域福祉推進室	法人運営課	企画経営係	理事会・評議員会・委員会の議事、協議会の事業の総合企画・運営調整、協議会会員の会費管理、共同募金事業の協力、善意銀行の運営、福祉団体等への支援・協力、広報活動、職員の人事・給与、局・室・課の庶務
			総合福祉センター	明石市立総合福祉センター本館及び新館の管理運営、地域活動支援センター事業
		地域支援課	地域福祉係	地域福祉活動の推進、ボランティアセンター運営、ふれあい会食、ふれあい訪問、福祉学習推進、要援護者見守り SOS ネットワーク事業
			在宅福祉係	介護保険事業、障害福祉サービス事業、車いす貸出事業、福祉機器リサイクル事業
	○ 総合相談支援室	権利擁護支援課	後見相談支援係	後見・権利擁護に関する相談と支援、後見制度の広報・啓発及びネットワークづくり、市民後見人等の養成と活動の支援、後見申立の支援や日常生活自立支援事業
			障がい者相談支援係	障害のある方の生活に関する相談、障害のある方への虐待に関する通報や届け出の受理
		地域総合支援センター		包括的支援事業(総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、介護予防ケアマネジメント事業)、地域連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、在宅医療・介護連携推進事業、一般介護予防事業、多機関の協働による包括的支援体制構築事業、指定介護予防支援事業、地域総合支援センターの庶務及び経理

(1) 地区社会福祉協議会（地区社協）

地域福祉活動の推進を図るため、次表のとおり地区社協が設置されています。

地区社協は、各地区の自治会(町内会)や地区民生児童委員協議会をはじめ、高年クラブ、こども会などの各種団体によって構成されており、連携して地域の福祉課題に取り組んでいます。

地区社協の名称	構成団体等
松が丘小、朝霧小、人丸小、中崎小、錦城、大観小、王子小、林小、貴崎小、花園小、藤江小、和坂小、鳥羽小、沢池小、大久保、大久保小、山手小、江井島、高丘、魚住東、魚住、二見	自治会(町内会)、地区民生児童委員協議会、地区高年クラブ、地区こども会、地域ボランティアグループ、PTA などの各種団体

地区社協によって、次表のような事業が取り組まれています。

事業項目	事業内容
高齢者対象の事業	見守り活動、友愛訪問、ふれあい会食、ミニケア・ふれあいサロン、敬老会 など
青少年対象の事業	あいさつ運動の推進、小・中学校との交流、高齢者とこどものふれあい、福祉の体験学習、こども会活動の支援 など
子育て支援の事業	福祉スクール、ふれあい子育てサロン など
地域住民対象の事業	世代間交流、福祉講演会、研修会、視察研修、ふれあい訪問 など
広報活動	地区社協だよりの発行 など

(2) 明石市ボランティアセンター

① 明石市ボランティアセンターの活動内容

ボランティアセンターは、「総合福祉センター」と「ふれあいプラザあかし西」に開設しているボランティア活動室を中心に、次のような活動を行っています。

- ボランティア活動に関する情報・資料の収集と提供、相談
- パンフレット・広報紙によるボランティア活動の啓発
- 児童・生徒・青年・企業人のボランティア活動の推進、啓発
- ボランティアの依頼に対して、依頼内容に応じたボランティアの需給調整
- ボランティア活動に対して、資金面での援助、必要な場や機材の提供

平成 30 年度 ボランティア講座一覧表

講座名	内 容	年 間
音声訳（朗読）ボランティア養成講座	視覚障がい者への音声による情報提供の充実と社会参加を促進するため、朗読技術を基礎から学び支援活動を行う朗読ボランティアの養成講座	10 回
点訳ボランティア養成講座	視覚障がい者への情報提供の充実と社会参加の促進を目的とした点訳ボランティアの養成講座	8 回
外出支援ボランティア養成講座（車いす介助、視覚障がい者ガイド）	体の不自由な人や高齢者、目の不自由な人が外出する際の車いす介助や移動介助の技術や心構えの習得を目指す各 3 回シリーズのボランティアの養成講座	6 回

子育て応援ボランティア養成講座	子どもとふれあい、こどもの発育の理解を深め、ともに楽しみながら関わっていく方法を学び、いろいろな支援を行うボランティアの養成講座	4回
病院ボランティア養成講座	患者さんが気持ちよく安心して受診できるように、外来受診時の案内や車いす誘導などを支援するボランティアの養成講座	3回
夏休み親子手話教室	夏休みの期間を利用し、親子で手話に触れ、伝え合う楽しさと聴覚障がい者に対する理解を学ぶ講座	4回
ミニミニ手話講座	手話の普及とボランティア活動の促進を目的とした手話ボランティアの養成講座	5回
入門講座「はじめての要約筆記」	聴覚障がい者（中途失聴・難聴者）に話の内容や情報を文字で書いて伝える要約筆記ボランティアの養成講座	3回
レクリエーションボランティア養成講座	高齢者施設や地域のイベントなど様々な活動での打ち解けた雰囲気作りやコミュニケーション技術の習得を目指すレクリエーションボランティアの養成講座	4回

② 登録ボランティアグループの状況

ボランティアセンターに登録されている団体は95グループ（2,849名）です。

分野ごとに分類すると、技術分野は14グループ、地域分野は36グループ、施設・環境分野は18グループ、教育分野は9グループ、文化・健康分野は18グループとなっています。

詳細は、資料編（P.188～194）に記載しています。

③ 災害ボランティアの登録と被災地支援

本市が被災した場合の災害ボランティアセンターの運営支援を行うとともに、県内外で発生する災害で、被災した地域の住民支援と現地ボランティアセンターの援助等を目的に、広く市民へのボランティア参加を呼びかけ、活動を行っています。

④ 福祉学習・福祉スクール

児童・生徒や地域住民を対象に、ボランティアの協力を得て、車いす、ガイドヘルプ、手話、点字などの体験学習を行っています。

⑤ 明石市ボランティア連絡会との共催イベント

- あかしボランティアフェスタの開催
- 校区ボランティア交流会の開催

(3) 地域福祉活動推進事業

ふれあい活動、日常援助活動、ミニケア・ふれあいサロンを通して、高齢者や障害者が安心して暮らせるまちづくりのために、市内各地区での小地域の助け合い活動を推進しています。

- 地域ボランティアグループ …… 36グループ
- ミニケア・ふれあいサロン …… 169か所

(4) 生活福祉資金－自立更生の経済援助のための資金貸付事業－

この貸付制度は、他からの資金の利用が困難な低所得世帯や身体障害者世帯等の方々に対して低利で資金を貸し付けることで、世帯の経済的自立を図るとともに、在宅福祉の推進と社会参加の促進を図り、地域社会での安定した生活を支援することを目的とした兵庫県社会福祉協議会が実施する制度です。

この制度の特徴は、単に資金を貸し付けるものではなく、民生・児童委員による相談・援助のもと、相談に始まり、申込みから償還完了まで進めていくことにあります。

貸付資金の種類、貸付限度額などは、資料編（P.186）に記載しています。

(5) 日常生活自立支援事業

判断能力に不安のある認知症高齢者や、知的・精神障害者が地域で安心して生活できるように、福祉サービス利用についての援助や日常の金銭管理援助を行っています。

(6) 善意銀行

広く、市民、企業や団体から、善意の預託を受け、これを効果的に社会に還元し、社会福祉の増進に寄与しようとするものです。

預託の方法	社協の窓口へお越しいただくか、お電話にてご連絡ください。金銭についてはお振込みも可能です。物品については、商品を確認後、お預かりを決定します。
払い出し	お預かりした善意は、払い出しのご希望を調べ、預託者のご意志を十分考慮した上で責任をもって払い出します。

(7) 福祉団体への活動助成

共同募金等の財源を活用し、地域福祉を推進する福祉団体やボランティアグループの活動を促進するための支援を行っています。

(8) その他の運動と活動

「善意の日」の運動	6月1日は善意の日です。「まず隣からひろげよう たすけあい」をメインテーマに市民一人ひとりの善意のもと、福祉の心が息づく健やかな社会を目指して、市とともに、啓発活動を展開しています。
社会を明るくする運動	7月1日から7月31日までを強調月間とし、すべての市民が力を合わせて、犯罪や非行のない明るい社会を築くための啓発活動などを地区実行委員会の一員として行っています。
共同募金 (赤い羽根募金)	10月1日から翌年3月31日までを運動期間として、都道府県ごとに設置する共同募金会が実施する社会福祉法に定められた募金です。 募金の強化月間は10月で、集められた募金は県内で地域福祉事業を実施する民間団体や市内の社会福祉事業実施の諸団体に配分されています。
歳末たすけあい運動	12月1日から12月31日までを運動期間とし、新たな年を迎える時期に、援助や支援を必要とする人たちが、地域で安心して暮らすことができるよう、

	地域住民の参加や理解を得て、様々な福祉活動を推進するために実施しています。
車いすの貸出し	車いすを無料で貸出しています。(貸出期間の制限あり)
福祉機器のリサイクル	家庭で不用となった福祉機器を譲り受けて点検整備し、必要とする高齢者や障害者等に無償で提供するリサイクル事業を行っています。

(9) 総合福祉センター本館及び新館の管理運営

市社協では、平成 20 年度に総合福祉センターの指定管理を受け、センターの管理運営を行っています。

なお、総合福祉センターの施設の概要、利用案内、事業内容などの詳細は、「第 12 章 総合福祉センター」(P. 115～120)に記載しています。

(10) 地域総合支援センター

市社協では、明石市から地域総合支援センター運営事業を受託し、高齢者だけでなく、障害者、子どもを含む様々な支援を必要とする方やその家族に対して、総合的・包括的な相談対応ができる拠点を市内 6 カ所に開設しています。なお、地域総合支援センターの事業内容などの詳細については、「第 8 章 地域総合支援センター」(P. 81～P. 84)に記載しています。

(11) 介護保険・障害福祉サービス事業所

要介護者の居宅生活を支援するため、ケアプラン（居宅サービス計画）の作成やホームヘルパーの派遣を行っています。また、障害者（児）の家事援助、身体介護、外出支援をするため、ホームヘルパーやガイドヘルパーの派遣や障害者の生活に必要な応じたケアプラン（サービス等利用計画）の作成を行っています。

(12) 基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター

基幹相談支援センターは、障害のある方の総合相談窓口です。障害の種別を問わず、ご本人やご家族、関係機関などからの相談をお受けします。電話相談や来所相談、必要に応じて訪問による相談を行います。

また障害者虐待防止センターでは、障害のある方への虐待に関する通報や届出の受理を行っています。

(13) 後見支援センター

後見支援センターは、認知症や知的障害等により、判断能力が不十分になった人やその家族を対象に、後見制度に関する相談や申立の支援、関係機関の紹介などを行います。主な活動は以下のとおりです。

- ◆後見・権利擁護に関する相談と支援
- ◆後見制度の広報・啓発、ネットワークづくり
- ◆市民後見人などの養成と活動支援
- ◆後見申立の支援や日常生活自立支援事業

2 一般社団法人 明石市シルバー人材センター

(1) センターの目的及び所在地

当センターは、定年退職者などの高齢者に、そのライフスタイルに合わせた「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な就業」を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と活性化に寄与することを目的としています。

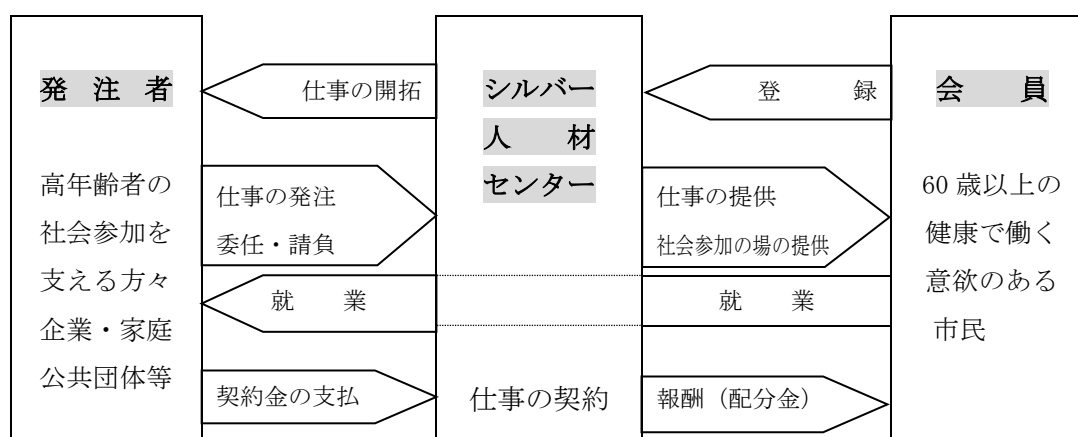
◎ 所在地 明石市船上町 5-2

TEL 078(922)5000 FAX 078(922)5040

(2) センターのあらまし

- ① **仕事の受注** それぞれの経験、能力を生かして社会のために役立ちたいと思う健康な高齢者のために、民間事業所や官公庁・一般家庭などから、臨時的・短期的な仕事又はその他軽易な業務を引き受けこれを会員の希望に応じて提供します。
- ② **就業の特色** 会員に雇用職業紹介をするものではありません。
仕事の契約はすべてセンターと発注者との間で結びます。そのため、仕事の発注者と仕事をする会員との間はもちろん、センターと会員の間にも雇用関係はありません。
- ③ **傷害保険に加入** 会員一人ひとりに傷害保険が適用されます。万一、会員が仕事中にケガなどをしたときは、一定の範囲内で保険の給付を受けることができます。
- ④ **仕事の代金** 仕事の代金は、センターが一括して発注者から受けとり、仕事をした会員へ配分金として支払います。「生きがいを得るための就業」を目的としていますので、一定した収入（配分金）の保障はありません。
- ⑤ **公共的な団体** 国・市から補助金と協力を受けて、営利を目的とせず、「自主・自立、共働・共助」の理念に基づき、会員の総意と主体的な参画により運営する一般社団法人として活動しています。

(3) センターの仕組み



- ① **会員になるには** 市内に居住する、60歳以上の働く意欲のある健康な人なら、どなたでも会員になれます。
- ② **仕事をするのは** 入会時に自分の希望する職種を登録し、センターで引き受けた仕事の範囲で働くことになります。
- ③ **仕事の対価は** あらかじめ働く仕事の内容に応じて対価（配分金）を決めて仕事をし、働いた月の翌月の15日（1月・5月は20日）に配分金が支払われます。
- ④ **仕事を頼むには** 仕事を依頼したい時は、まず電話でセンターへご連絡してください。

(4) 仕事の内容

- ① 技 術 自動車運転、経理事務、ボイラー保守管理など
- ② 技 能 植木の剪定、襖や障子・網戸の張替、家具や建物の営繕、塗装など
- ③ 事務整理 一般事務、宛名書き、筆耕、毛筆、調査事務など
- ④ 管 理 施設の管理、駐車場の管理、商品管理、守衛、宿直など
- ⑤ 折衝・外交 広報誌等の各戸配布、店番、販売員、配達、集金など
- ⑥ 軽 作 業 屋内外の清掃、除草、草刈、雑役、荷造り、屋内整理など
- ⑦ サ ー ビ ス 家事援助（家庭内清掃・食事の支度等）、病人・老人の介助、子育て支援など

(5) 会員登録及び就業状況

① 会員登録数の推移 (各年3月31日現在/単位：人)

年度	区分	男	女	計
平成26		870	427	1,297
平成27		880	437	1,317
平成28		910	450	1,360
平成29		941	478	1,419
平成30		924	490	1,414

② 就業状況の推移 (単位：人)

年度	区分	就業実人数	就業延日人数
平成26		1,112	162,210
平成27		1,099	166,318
平成28		1,147	167,671
平成29		1,174	170,441
平成30		1,197	164,185

(6) 契約件数

(単位：件)

年度	区分		技術	技能	事務整理	管理	折衝・外交	軽作業	サービス	その他	計
	公	私									
平成26	民間		215	2,373	233	574	95	4,154	676	—	8,320
	公共		3	6	71	84	22	922	229	—	1,337
	計		218	2,379	304	658	117	5,076	905	—	9,657
平成27	民間		200	2,243	244	611	86	4,261	773	—	8,418
	公共		3	10	73	82	10	908	216	—	1,302
	計		203	2,253	317	693	96	5,169	989	—	9,720
平成28	民間		124	2,250	210	661	46	4,444	838	—	8,573
	公共		6	11	68	80	10	927	103	—	1,205
	計		130	2,261	278	741	56	5,371	941	—	9,778
平成29	民間		114	2,099	218	687	49	4,381	995	—	8,543
	公共		4	7	59	95	10	934	126	—	1,235
	計		118	2,106	277	782	59	5,315	1,121	—	9,778
平成30	民間		103	2,106	216	693	54	4,462	1,034	—	8,668
	公共		3	6	56	87	11	802	124	—	1,089
	計		106	2,112	272	780	65	5,264	1,158	—	9,757

(7) 一般労働者派遣事業及び有料職業紹介事業の実施

事業所の社員と混在して就業する仕事や発注者の指揮命令を必要とする仕事などの場合、一般労働者派遣事業や有料職業紹介事業を活用いただきます。

3 民生委員・児童委員

(1) 沿革と目的

民生委員は、民生委員法によって、社会福祉の増進に熱意をもっている人の中から推薦されて、厚生労働大臣の委嘱を受けた社会奉仕者であり、その職務は、社会福祉、児童福祉に協力するとともに、ひろく地域社会の福祉増進のために、自主的な活動を行うこととされています。

民生委員・児童委員制度は、昭和 11 年に方面委員令の公布によって全国的制度として発足しましたが、その後昭和 21 年に方面委員の名称は、民生委員と改められ、さらに昭和 22 年の児童福祉法の制定に伴い、民生委員は同時に児童委員を兼任することになりました。

平成 6 年 1 月には、児童福祉に関する事項を専門的に担当する「主任児童委員」が新たに設置され、従来の区域を担当する児童委員と一体となって、明石市域全体における児童福祉活動を展開しています。

(2) 現 況

本市の民生委員・児童委員の定数は、区域担当 375 人、主任児童委員 24 人の合計 399 人で、平成 31 年 4 月 1 日現在、男性 139 人女性 255 人(欠員 5 人)となっています。

各区域担当民生委員・児童委員の受け持つ平均世帯数は約 350 世帯となっており、主任児童委員は、中学校区毎に 1~3 名配置されています。また、全委員の平均年齢は 68.6 歳となっています。

法定の民生児童委員協議会は 1 つですが、運営は中学校区 (13 地区) ごとに地区民生児童委員協議会を設け、それぞれ活動しています。

○ 区域担当 (地区別) 委員数

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

地区民生児童委員協議会	地 域	委員数	男 女 別	
			男	女
朝 霧 地 区	朝 霧 中 学 校 区	30	7	23
大 蔵 地 区	大 蔵 中 学 校 区	31	7	24
錦 城 地 区	錦 城 中 学 校 区	14	3	11
衣 川 地 区	衣 川 中 学 校 区	43	22	21
望 海 地 区	望 海 中 学 校 区	39	7	32
野々池地区	野々池中学校区	33	22	11
大久保地区	大久保中学校区	30	11	19
大久保北地区	大久保北中学校区	26	11	15
江井島地区	江井島中学校区	16	7	9
高 丘 地 区	高 丘 中 学 校 区	19	7	12
魚 住 東 地 区	魚 住 東 中 学 校 区	27	9	18
魚 住 地 区	魚 住 中 学 校 区	29	15	14
二 見 地 区	二 見 中 学 校 区	33	11	22
合 計		370	139	231

○主任児童委員数

(平成 31 年 4 月 1 日現在/単位：人)

担当区域	委員数	別	
		男	女
明石市	24	0	24

(3) 職 務

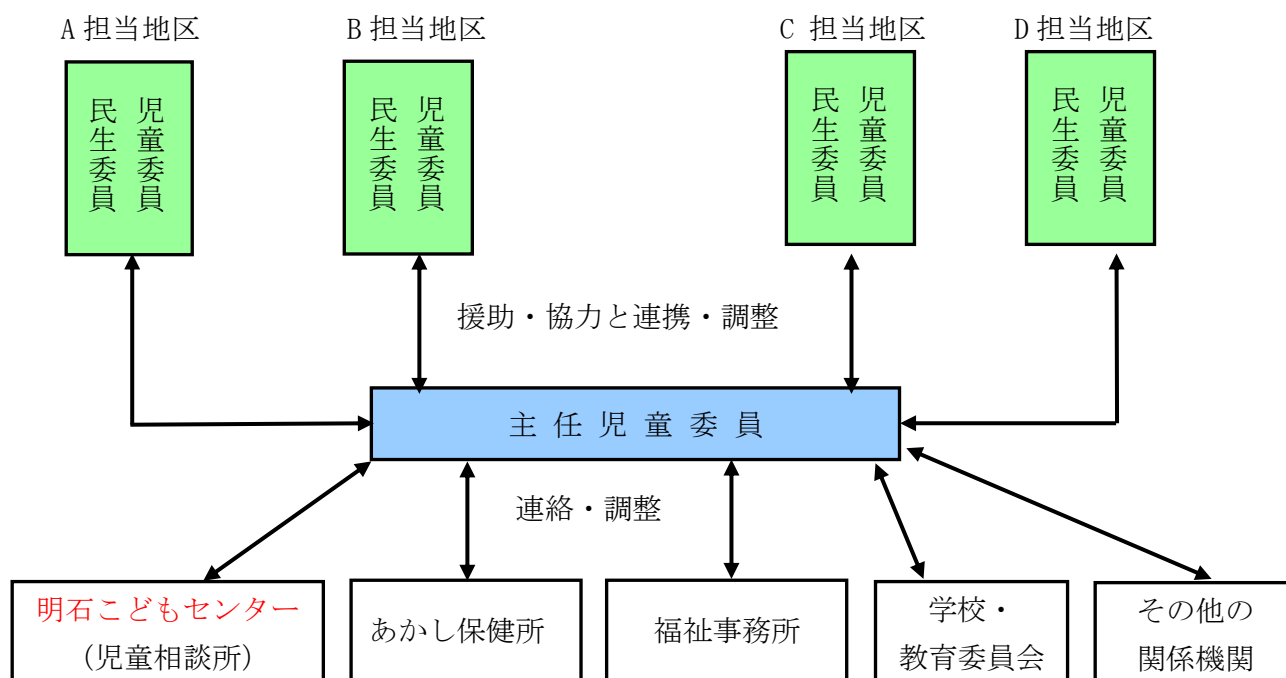
民生委員・児童委員は、地域の住民からの相談に対し、必要に応じて行政等関係機関を紹介し、橋渡しをしています。さらに、関係機関と連携しながら、福祉に関わる様々な支援を行うことによって、地域に根ざした福祉活動を展開し、あたたかな地域社会づくりをめざしています。

民生委員・児童委員には、区域担当民生委員・児童委員と主任児童委員があります。

区域担当民生委員・児童委員は、幅広く福祉全般に関する事項を担当し、担当区域の住民の個別支援を中心に活動する委員です。主な職務として、ひとり暮らし高齢者等の見守り活動や、支援を必要とする子どもや子育て家庭に対する相談・援助、行政の補完としての状況確認（証明）事務等があります。

主任児童委員は、児童問題が複雑・多様化するなか、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童福祉関係機関と区域担当民生委員・児童委員との連絡・調整を行うとともに、区域担当民生委員・児童委員の児童問題に関わる活動に協力しています。

○ 区域担当民生委員・児童委員と主任児童委員との関係



○区域担当民生委員・児童委員及び主任児童委員の役割

種別	区域担当民生委員・児童委員		主任児童委員
	民生委員	児童委員	
根拠	<p>民生委員法第5条及び第29条の規定に基づき、明石市長の推薦によって、厚生労働大臣より委嘱されます。</p>	<p>児童福祉法第16条の規定に基づき、<u>民生委員を兼ねた者として厚生労働大臣より委嘱</u>されます。</p>	<p>児童委員のうちから、児童福祉に関することを専門的に担当する者として、<u>厚生労働大臣より指名</u>されます。</p> <p>児童福祉法の一部改正（平成13年11月30日）により主任児童委員が法定化されました。</p>
職務	<p>①住民の生活状況を、必要に応じて適切に把握 ②要支援者からの相談に応じて、助言その他の援助 ③要支援者への必要な情報提供及びその他の援助 ④社会福祉活動を行う事業経営者等と連携を図り、その事業又は活動を支援 ⑤福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力・必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動</p>	<p>児童及び妊産婦の福祉の増進を図るため、その生活・環境把握に努めるとともに、必要な情報の提供、その他の援助、指導等を行います。</p>	<p>児童福祉関係機関と児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助、協力を行います。</p>
活動事例	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らし高齢者等の見守り活動 ・行政の補完としての状況確認（証明）事務 ・その他福祉に関わる身近な心配ごと相談に応じ、専門家や福祉サービスなどを紹介したり、必要な福祉サービスが受けられるよう、関係機関との「つなぎ役」を担っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援を必要とする子どもや子育て家庭に対する相談及び援助 ・子どもの非行防止など、子どもの健やかな成長を促す生活環境の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校、中学校や児童福祉関係機関への訪問 ・子育て家庭への訪問 ・児童虐待、いじめ、非行問題に関して明石こどもセンター（児童相談所）などの関係機関に協力
守秘義務	<p>民生委員法第15条に「守秘義務」の規定があり、相談内容等、活動上知り得た情報は、その秘密を厳守します。</p>		

4 一般財団法人 あかしこども財団

(1) 設立の目的

子どもを核としたまちづくりをさらに加速させるため、行政と地域の連携及び協働の要となる、こども支援に特化した「一般財団法人あかしこども財団」が平成30年5月1日に設立されました。より子どもに近い目線で、市民、活動団体、企業、行政等が一丸となって地域の子どもたちを応援するための様々な活動を機動的にサポートし、市がすすめるこども総合支援体制の構築を図っていきます。

(2) 所在地

明石市大久保町ゆりのき通1丁目4-7 あかし保健所1階

電話 078-920-9670 078-920-9675 (西日本こども研修センターあかし) FAX 078-920-9671

HP <https://akashi-kodomo-zaidan.jp>

(3) 組織体制

理事会 (5名)

理事長 濱田純一 (東京大学名誉教授、あかし市民図書館名誉館長)

理事 (4名)

評議員 (7名)

監事 (2名)

事務局 (13名)

(4) こども財団の役割

こども財団が地域と行政の連携・協働の要となり、次の3つの役割を果たしながら、こども総合支援を推進していきます。

人材の育成

地域のこども支援のニーズを把握・発信し、子どもへの関心を高め、支援に関わる地域の方を増やします。

研修やイベントの開催を通じて、支援のスキルアップや活動範囲を拡げる支援をします。

地域の活動支援

「地域の子どものために何かしたい」と思う方の相談に応じ、こども支援活動のスタートを応援します。

アドバイスや資金の助成により、活動の継続をサポートします。

ネットワークづくり

こども支援に関わる方のネットワークをつくり、ノウハウの共有や支援者どうしの交流を進め、相乗効果により全市的にこども支援力のベースアップを図っていきます。

(5)こども財団の主な事業（2019年度）

事 業	内 容
こどもの居場所づくり事業	<p>子どもが安心して過ごすことができる居場所であり、気になる子どもの気づきの拠点である「こども食堂」の開設・運営に対する助成を行ないます。また、運営に携わる方や「こども食堂」を応援する個人、企業等によるネットワークをつくっていきます。</p>
地域活動支援事業	<p>地域みんなで子どもを支援する基盤づくりのため、地域で活動する様々な子ども・子育て支援活動や市内8カ所で絵本の閲覧や貸出を行なっているこども夢文庫などに助成を行ないます。</p>
こども支援人材育成事業	<p>こども支援に携わるボランティア等の人材の育成やその支援を推進するため、研修や現場との連携を行ない、地域の支援ニーズを把握し、活動のマッチングを行ないます。また、里親への登録支援も行います。</p>
子育て応援企業連携事業	<p>子育て応援企業と連携し、子育て応援イベント「あかし子ども・子育て応援メッセ」を開催するなど、企業等によるこども支援への取り組みを促進し、地域住民だけでなく、地域企業と一体となった子育て支援活動の拡充を図ります。</p>
こども研修センター運営事業	<p>児童相談所など、全国の子ども虐待対応機関の職員等を対象として、その専門性の向上を図るため、高度専門的な研修を実施します。</p>